

2026 年 7 月 30 日
日本公認会計士協会
会長 南 成人

会員の懲戒処分について

2026 年 7 月 30 日付けで日本公認会計士協会会則（以下「会則」という。）第 67 条（会員及び準会員の懲戒）第 1 項の規定に基づく懲戒処分を行ったことから、同第 70 条（懲戒処分等の公示及び公表）第 2 項第 1 号の規定により、下記のとおり公表する。

記

1. 関係会員の氏名等

木村 禎一（登録番号第 5586 号、北陸会所属）	田中 力（登録番号第 10203 号、東京会所属）
志村 晃司（登録番号第 6131 号、東京会所属）	表 順一（登録番号第 10482 号、北海道会所属）
久保村 隆治（登録番号第 6894 号、東京会所属）	樋沢 克彦（登録番号第 11141 号、東京会所属）
堀井 茂（登録番号第 7066 号、東京会所属）	皆川 亮一郎（登録番号第 16945 号、近畿会所属）
井上 益光（登録番号第 7579 号、兵庫会所属）	尾本 憲彦（登録番号第 19045 号、東京会所属）
前田 正宏（登録番号第 8436 号、近畿会所属）	大塚 直也（登録番号第 24553 号、東京会所属）
奥野 雅英（登録番号第 8657 号、東海会所属）	三宅 航介（登録番号第 28471 号、中国会所属）
遠藤 幸生（登録番号第 8943 号、東北会所属）	伊藤 照和（登録番号第 37730 号、東海会所属）

2. 懲戒処分の種別

退会勧告

3. 懲戒処分の理由

関係会員は、2022年度と2023年度に引き続き、2024年度において継続的専門能力開発制度の必要な単位数の履修及び報告をせず、会則第128条（義務不履行者に対する措置）第1項の規定による指示を受けて当該指示に従わず、当該指示に係る研修の翌事業年度の研修についても同項に規定する義務不履行者となったことから、同第67条第1項第6号に該当すると認められるため。

4. 懲戒処分の効力が生じた年月日

2026年 7 月 30 日

以 上

- ※ 「退会勧告」とは、会員及び準会員の義務違反に対し、協会からの退会を勧告する懲戒処分であり、当該会員又は準会員が退会するまでその効力を有します。（会則第 67 条第 5 項に基づき、「会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止」を併科）
なお、会則第 69 条（懲戒処分の効力）第 4 項に基づき、退会勧告の事由となった事実が同第 67 条第 1 項第 5 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号に該当する場合において、当該事実の改善が図られたことが確認されたときは、協会会長は、退会勧告の効力をその確認された時までとすることができます。
- ※ 「会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止」とは、本会の会員としての権利を制限するものであり、監査業務を始めとした公認会計士業務を制限するものではありません。
- ※ 公認会計士の個人名等については、公表期間満了後（退会又は退会勧告の事由となった事実の改善が図られたことが確認された後）に非特定化措置を講じた上で、公表した事項の開示を継続しております。